

平成 29 年 5 月 31 日

(仮称) 宮リバー度会ソーラーパーク事業に係る
環 境 影 響 評 価 準 備 書
についての住民意見と事業者の見解

意見件数	20 件
提出者数	4 名

合同会社 宮リバー度会ソーラーパーク



●住民の意見の概要及び事業者の見解

環境影響評価準備書に対する住民からの意見（下記の左欄）及びそれに対する事業者の見解（下記の右欄）は、以下のとおりです。

意見者 番号	意見 番号	住民意見	事業者の見解
1	1-1	<p>事業終了、または大規模な天災等による中断の場合のソーラーパネルの撤去について。</p> <p>あらかじめ撤去時費用も見込んでいるとのことですが、事業者が倒産等により消滅していた場合、またその時点で原状回復、撤去にかかる経済的負担が難しい場合は、どうなるのですか？何か保証機関のようなものがあるのですか？「法令に沿った対応」とは具体的にどういうことですか？</p>	<p>本事業の根拠法となっている「再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」（以下「FIT法」）におきまして、発電事業者は資源エネルギー庁の定める「事業計画策定ガイドライン」に沿った事業計画を定め、その中で、事業実施中の保守・点検及び維持管理並びに事業終了後の設備撤去及び処分の適切な実施の遵守を求められております。</p> <p>撤去及び処分につきましては、出力10kw以上の発電所は、その実行に係る費用を想定した上で事業計画を策定すること、積立等の計画的な調達・手配に努めること、実際の撤去・処分の際には、産業廃棄物処理法等の関係法令を遵守することが求められており、本事業を行うに当たっても、これに沿った対応をしていくこととなります。</p> <p>保証機関はありませんが、本事業を行う「合同会社宮リバー度会ソーラーパーク」は、FIT法に基づく本事業を行うことのみを目的として設立された合同会社であり他の事業を行うことはありません。太陽光発電事業は安定した収益が見込める事が特徴となっており、一般の事業会社と比較して倒産等の蓋然性は低いものと思われませんが、事業の遂行に何らかの支障をきたす恐れが生じた場合、スポンサー企業等関係者で協議を行い、都度適切な対応を取っていくこととなります。</p>
	1-2	<p>将来の土地利用について（買取価格の低下等、社会情勢の変化によりソーラー発電所を継続しない場合）</p> <p>事業地のほとんどの面積を取得されているように聞きましたが、発電事業終了後の土地利用についてはどのような計画がありますか？パネルは本当に撤去されるのですか？そのまま廃棄物処分場として利用されることは絶対にありませんか？</p>	<p>FIT法におきましては、まず運転開始後20年間の事業期間中は買取価格は変動しないこととなっており、当該期間中に買取価格が低下する蓋然性は低いものと考えます。事業終了後の土地利用については、その時点での社会的・経済的情勢、その他について正確に予測することは困難であるため、具体的な利用計画を現時点で示すことはできませんが、スポンサー企業等関係者、関係諸機関、その他と協議をしつつ、適切な利用計画を作成して行きたいと考えております。なお、前述の通り、パネル撤去については関係法令を遵守することが求められており、使用済みのパネルをそのまま現地で処分することは致しません。</p>

意見者 番号	意見 番号	住民意見	事業者の見解
	1-3	<p>火災発生の可能性と対応について 事業地で火災が発生した場合、どのような 消火手段をとるのですか？通常のように放水 を行って感電の危険があったり、空気中 に有害なガスが拡散したり、溶解したパネル や消火剤から危険な物質が土壤に浸透 したりしませんか？</p>	<p>事業地内において火災が発生した場合、 初期消火においては一般的な建物等にも置 いてある電気火災対応の消火器を用います。 次の段階として、地元消防団及び伊勢消防 署の出動により消火活動が行われる場合は、 基本的に真水の放水による消火を行うとの 内容で伊勢市消防本部に確認を取っており ます。万が一、さらに大規模な火災へと発 展した場合には、三重県防災航空隊の出動 による防災ヘリからの消火が考えられます。 その際の消火方法に関して、現在は鎮火剤 等は使わず真水での消火しか行っていない 旨を、防災航空隊に確認を取っております。</p> <p>上記の消防見解から、事業地内での火災 発生時の消火活動においては、消化剤等に よる有害物質での汚染は起こらないものと 考えます。</p> <p>消火活動中の感電に関する考え方として は、基本的に火災消火活動をするにあたり 一般建物の際も感電する要因は十分にある ことから、消火活動服には絶縁性能もあり、 したがって太陽光発電所であるから近づけ ず消火活動が行えないということはないと の旨を管轄消防より見解を頂いております。</p> <p>次に、太陽光モジュールが燃えた際の見 解については、東京理科大学にて実施され た検証実験の報告が東京消防庁より公表さ れており、その中で①燃焼している PV モジ ュールが延焼媒体となることはない。②燃 焼している PV モジュールから構成部材であ るガラス部材が破損、落下したり内容物の 樹脂が滴下する場合がある。③燃焼してい る PV モジュールから、人体に影響を及ぼす 製品特有の有毒ガスが発生する事はない。 という3点がまとめとして報告されてお ります。</p> <p>上記②番においては、部材の落下や滴下 は考えられるものの、モジュールを構成し ている部材から見て、その物質自体が土壤 へ浸透し害を及ぼす可能性は低いと考 えております。</p> <p>これら見解を踏まえ、太陽光発電所での 火災発生時において、有毒なガスの飛散や 危険な物質での土壤及び水質の汚染は起 こらないものと考えます。</p> <p>引用：「太陽光発電設備に係る防火安全対 策の検討結果」（東京地消防庁， http://www.tfd.metro.tokyo.jp/hp-yobouka/sun/index.html）</p>

意見者 番号	意見 番号	住民意見	事業者の見解
1	1-4	<p>水源地汚染の可能性について</p> <p>a) パネルについて、「RoHS 指令適合」ということで、鉛やカドミウム、六価クロム等、有害物質は「基準値以下」とされていますが、26 万枚のパネルとなれば総量は馬鹿にならないと思います。</p> <p>「可能性が低い」と結論づけられてはいても、可能性が0でない以上、万一河川や水源の汚染が確認された場合、どのような方法で除染してくれるのですか？</p> <p>町長意見にもあるとおり、「わんだ川」は棚橋水源地上流に直接流れ込んでいます。つまり、事業地付近は、棚橋内城田地区の町民の命の水の水源地です。学校給食、保育園の給食も、この水を使って作られています。事業地に地下水汚染があれば、取返しつかないこととなります。</p>	<p>水源地汚染についてのご懸念ですが、準備書に記載したとおり、太陽電池モジュールに関しては、メーカーより RoHS 指令に適合していることを確認しております。また、同モジュールは強化ガラスや封止材で保護されていることから、通常の条件では内部が風雨に曝され、含有物質が周囲に飛散したり溶出したりする可能性は極めて小さいと考えられます。</p> <p>一方、何らかの理由で太陽電池モジュールが破損した場合の影響については、準備書の中で環境省の溶出試験の結果を引用して評価しております(平成 26 年度環境省委託業務 平成 26 年度使用済再生可能エネルギー設備のリサイクル等促進実証調査委託業務 報告書、株式会社三菱総合研究所 環境・エネルギー研究本部、平成 27 年 3 月)。</p> <p>これを再掲すると、多結晶モジュール 33 検体を環境省告示 13 号試験によって分析した結果、27 検体で鉛が、18 検体でアンチモンが、6 検体でテルルが検出されており、その他は不検出でした。このうち鉛については基準値が定められており(0.1mg/L、「水質汚濁防止法に基づく排水基準」)、9 検体が基準値を上回る結果となっていました。</p> <p>ただし、この試験はサンプルを 0.5~5mm の粉粒状に破碎し、純水中で 6 時間浸透するという非常に厳しいものであり、現実の使用状況においては、前述したモジュールの強度面から、仮に破損したとしても粉々になる可能性は低いと考えられます。そこで、環境省でも追加試験として、サンプルを 20cm 角にカットし、純水中に 28 日間静置するというより現実的な試験も実施していますが、この結果では鉛は基準値未満もしくは不検出でした。</p> <p>こうした調査結果等を踏まえ、本事業の実施における太陽電池モジュールからの有害物質の溶出や水質汚染の可能性は極めて小さいと評価しておりますが、万一の際の汚染を未然に防ぐための対策として、以下とおり計画しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 遠隔監視や定期的な施設巡回による破損箇所の早期発見 2. 破損箇所の速やかな修復もしくは撤去、交換 <p>以上の対策を確実に実施し、周辺環境や水源地に影響を与えることのないよう努めて参ります。</p>

意見者 番号	意見 番号	住民意見	事業者の見解
	1-5	<p>b) パネル下のコンクリート舗装はしない、裸地では土砂流出の可能性があるので吹き付け等を行う、しかし除草剤は用いない、とのことですが、温帯の山の中の100ヘクタール以上もの土地を人力による草刈りで20年間も管理できるとは思えないのですが、将来にわたり除草剤を使用しないという保証は本当にあるのですか？除草剤だけでなく、パネルの洗浄に使う薬剤が土壌を汚染しませんか？</p>	<p>除草に関しては、乗用の草刈カートの使用であったり、エリアを分けて複数班で作業する等、人力であっても場内の除草作業をする事は可能と考えております。さらに、人力で作業をする事により、設備の不具合（破損等）を目視にて早期発見ができる等メリットもあると考えていますので、除草剤を用いる事はございません。</p> <p>なお、パネルの洗浄に関しては、基本的に雨水にて埃等は流れるという考えから、洗浄作業自体を行わない計画としております。鳥の糞等、雨では流れない汚れがある際は、その部分のみを都度、雑巾等で清掃する事になりますので、薬剤による汚染はありません。</p>
1	1-6	<p>景観予測の不備について 準備書により、景観の変化がある程度予測できました。しかし、多くの地点で、樹林にさえぎられて事業地が見えないと、影響を過小評価し、また、地元要望にある県道からの景観予測については、宮川対岸の立岡という、尾根にさえぎられて事業地が見えにくいと思われる場所をわざと選定しているように思います。私の住んでいる久具都比売橋付近は、久具都比売神社が伊勢神宮の末社のため、ウォーキングなどのコースとして近年訪れる人も増えています。この付近からどう見えるようになるのか追加して欲しいです。</p> <p>私はこの付近の風景を愛し、わざわざ居を構えて転居してきましたが、その景観が破壊されることに大きな怒りと精神的苦痛を覚えています。</p>	<p>眺望景観の調査・予測にあたっては、事業実施区域およびその周辺の景観資源等を考慮するとともに、不特定多数の方から利用され、事業実施区域及びそれらの景観資源等を眺望できる場所を複数地点選定しました。この内、一部の調査地点では、ご意見にあるように樹林等に遮られ、事業実施区域が眺望できないという結果になっております。</p> <p>なお、久具都比売橋付近からの眺望については、やや遠方にはなりますが、「地点7内城田大橋」からの予測結果により代表できるものと考えております。</p> <p>本事業では、造成区域の外周部に可能なかぎり残置森林を設けるとともに、裸地については緑化に努め、また、設備機器についても色彩等に配慮し、周辺の眺望景観をできるだけ乱さないよう事業を進めて参りたいと考えておりますので、何卒ご理解の程お願い申し上げます。</p>

意見者 番号	意見 番号	住民意見	事業者の見解
	1-7	<p>森林伐採の時期等について 準備書にも報告されているとおり、事業地 付近ではオオタカ、ハチクマ、サシバ、フ クロウ等の猛禽類、また多くの小鳥類の繁 殖の可能性があります。森林が大きく損な われるため、これらの鳥類の生息には大き な打撃です。類似の環境が他にあるように 見えても、そこにはすでに先住者がおり、 自然にキャパシティがあるとは限りませ ん。準備書の「影響が回避できる」という 記述は楽観的にすぎると思います。 特にフクロウ、ハチクマ、サシバなど、近 年減少傾向にあると思われる鳥類の繁殖・ 生息について重大な懸念があります。 発電所建設自体に反対の気持ちに変わり ありませんが、残念ながら着工に至った場 合は、鳥獣の繁殖期を避け、特に樹本の伐 採については、3月から8月の間に行わな いよう、また営巣が発見されるなどした場 合は、周辺の開発を中断する配慮をお願い します。</p>	<p>ご意見にある樹林の伐採に伴う鳥類への 影響については、各種ごとに生息環境の減 少や繁殖行動への影響等を予測し、準備書 に詳しく記載しております。また、それら の影響をできるだけ低減するための保全措 置を検討した結果、「事業実施区域南側の 計画変更による保全緑地化」や「工事着工 時期の調整」といった複数の措置を挙げて おります。ご意見にあります鳥類の繁殖時 期を避けた工事につきましては、特にオオ タカ等猛禽類の繁殖状況をモニタリングし ながら、営巣中心域等の重要なエリアの改 変については4月から7月の間を避ける等、 状況に応じた配慮を実施したいと考えてお ります。</p>
1	1-8	<p>その他 再生可能エネルギーには大きな可能性が あるにせよ、現在のコスト優先の低能率の パネルを、温暖化ガスを吸収し地域の景観 の根幹をなす森林資源を犠牲にして建設 するのは誤っていると思います。買い取り 制度を通し消費者の負担金がなければ事 業が成り立たないような状態である限り、 原発よりソーラー発電のほうがよい、と いう声を聞きますが、問題ではありません。 ソーラーパネルを並べれば原発が不要にな るという選択肢は現在存在しないのですか ら、比較することが間違っています。程度 の差はあれ、いずれも地域の輪を乱し、自 然を破壊し、子孫に負の遺産を残すとい う点では共通点があります。 このような、町全体にかかわるような計画 においては、土地所有者などの狭い地域の 住民だけを対象とするのではなく、回覧板、 勉強会、公開討論会といった場を設けて、 町民一人ひとりに周知し、理解と納得の上 で進めてほしいと思います。</p>	<p>我が国のエネルギー政策に関し、政策面 に影響を及ぼし得る立場にはありませんの で、一般論となってしまいますが、火力、 水力、原子力、再生可能エネルギーと電源 は種々あるものの、それぞれにおいて、利 点とともに欠点も存在するものと考えてお ります。 一例ですが、火力は温暖化の問題以外に もほぼ全量を輸入に頼っており、水力は、 大規模な発電所は適地の問題や立退きが発 生する可能性がある等、実際に電源として 運転を開始するには種々の問題を考慮す る必要があります。また、再生可能エネル ギーにおきましても、バイオマス発電は、コ ストの観点から燃料を輸入している例も多 く、風力は振動の問題等、それぞれ欠点 がある中で、太陽光についてだけは何ら欠 点のない完璧な電源であると考えているわ けではありません。エネルギーは人類が生活 を営む上で必要不可欠なものであり、大切 なのは、それぞれの電源の特性を踏まえた ベストミックスを追求することと認識して おります。そのような観点から、本事業に つきましても、地域や地元のご理解を得る よう努めながら、推進して参りたいと考 えます。</p>

意見者 番号	意見 番号	住民意見	事業者の見解
2	2-1	<p>このメガソーラー事業計画で、私たち町民が最も危惧するのは、県内最大規模の事業計画であり、上久具の「わんだ川」から、宮川に注ぐところに柵橋の水道水源地（浅井戸水源）が位置している点です。町内水道水源隣接地に立地するという点こそ、問題があります。近未来に必ず来る「南海トラフ巨大地震」による、ソーラーパネル群（28万基）の崩壊が充分、考えられます。そうした時、ソーラーパネル内の汚染物質が流出し、地下水に浸透し、柵橋水道水源は汚染し、町民の健康と安全は危険に曝されることを最も危惧するものです。</p> <p>ソーラーパネルの材質は単結晶のシリコンのものを使用しますか？低コストを考えているなら、カドミウムテルル素材という可能性はないか、材質の公表をされたい。度会が「イタイイタイ病」の地といわれる汚染地域自治体にしてほしくありません。</p>	<p>何らかの理由で太陽電池モジュールが破損した場合の地下水や水源地への影響については、準備書の中で環境省の溶出試験の結果を引用して評価しております（平成26年度環境省委託業務 平成26年度使用済再生可能エネルギー設備のリサイクル等促進実証調査委託業務 報告書、株式会社三菱総合研究所 環境・エネルギー研究本部、平成27年3月）。</p> <p>これを再掲すると、多結晶モジュール33検体を環境省告示13号試験によって分析した結果、27検体で鉛が、18検体でアンチモンが、6検体でテルルが検出されており、その他は不検出でした。このうち鉛については基準値が定められており（0.1mg/L、「水質汚濁防止法に基づく排水基準」）、9検体が基準値を上回る結果となっていました。</p> <p>ただし、この試験はサンプルを0.5～5mmの粉粒状に破碎し、純水中で6時間浸透するという非常に厳しいものであり、現実の使用状況においては、前述したモジュールの強度面から、仮に破損したとしても粉々になる可能性は低いと考えられます。そこで、環境省でも追加試験として、サンプルを20cm角にカットし、純水中に28日間静置するというより現実的な試験も実施していますが、この結果では鉛は基準値未満もしくは不検出でした。</p> <p>こうした調査結果等を踏まえ、本事業の実施における太陽電池モジュールからの有害物質の溶出や水質汚染の可能性は極めて小さいと評価しておりますが、万一の際の汚染を未然に防ぐための対策として、以下とおり計画しております。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 遠隔監視や定期的な施設巡回による破損箇所の早期発見 2. 破損箇所の速やかな修復もしくは撤去、交換 <p>以上の対策を確実に実施し、周辺環境や水源地に影響を与えることのないよう努めて参ります。</p> <p>なお、本事業で使用する太陽電池モジュールは多結晶シリコン型となっております。一般的にカドミウムテルル（CdTe）が主原料となっているのは化合物半導体型モジュールであり、上記溶出試験においても、多結晶シリコン型モジュールからはカドミウム（Cd）の溶出は検出されておられません。</p>

意見者 番号	意見 番号	住民意見	事業者の見解
2	2-2	除草剤は不使用とありますが、絶対に遵守されたい。準備書通りのことが遵守されず、違反ある時は営業停止、撤収されたい。パネルの洗浄剤も薬剤を公表すること。水道水源汚染をしない大対策を講じること。	除草剤の不使用については、準備書に記載したとおり、これを遵守します。また、パネルを洗浄する場合には水のみを使用し、洗浄剤やその他の薬剤を使用することはございません。さらに、前述の通り、太陽電池モジュールからの有害物質の溶出や水質汚染の可能性についても極めて小さいと評価しておりますが、万一の際の汚染を未然に防ぐための対策を確実に実施し、周辺環境や水源地に影響を与えることのないよう努めて参ります。
	2-3	調整池からのオーバーフローをさせないように、最大雨量にも対応できる堰を構築すること。	国交省の大型ダムを含め、全てのダムはオーバーフロー機能を持たせる構造基準により造られています。 本調整池に関しては、「三重県宅地造成技術マニュアル 洪水調整池」に準拠し、最大雨量に対応した構造としています。
	2-4	地震や台風・災害等で崩壊して、復旧できない状態になったとしてもこれらの設備放棄をしないこと。必ずきちんと撤収し、町行政当局の指示に従うこと。産業廃棄物処理場に転用することは、絶対に行わないこと。これを地元町当局と約定をかわすこと。	事業の開始に当たっては、生活環境の保全、災害防止、自然災害時の安全確保等を骨子とした協定を締結するよう、町行政当局と協議を行って参ります。
	2-5	上記の理由等により、本事業計画は立地的にもきわめて不適であり、開発の中止・撤回を求めます。	本事業は太陽光発電によって約2万世帯分の年間使用電力量をまかない、再生可能エネルギーの導入を推進するとともに、地域のエネルギー自給率の向上にも貢献できるものと期待しています。計画地の選定にあたっては、太陽光発電に適した地形や日照条件、安定した事業継続に必要な面積の確保、各種法令に係る規制の状況、土地利用の状況等を多角的に検討し、本事業実施区域を決定しています。事業の実施に伴う環境への影響については、本環境影響評価の手続きを経て明確にするとともに、可能な限りその影響を低減できるよう事業計画を検討していく所存です。何卒ご理解の程お願い申し上げます。

意見者 番号	意見 番号	住民意見	事業者の見解
3	3-1	<p>ソーラーだけは無害で安全、自然破壊はないだろうと思っていたが、パネルの中に有害物質のはいったものもあるときく。万一パネルが破損した場合、有害物質(液)など天然の川へ流れ出ないか心配。</p>	<p>パネルの破損による有害物質の流出についてのご懸念ですが、準備書に記載したとおり、太陽電池モジュールに関しては、メーカーよりRoHS指令に適合していることを確認しております。また、同モジュールは強化ガラスや封止材で保護されていることから、通常の条件では内部が風雨に曝され、含有物質が周囲に飛散したり溶出したりする可能性は極めて小さいと考えられます。</p> <p>一方、何らかの理由で太陽電池モジュールが破損した場合の影響については、準備書の中で環境省の溶出試験の結果を引用して評価しています(平成26年度環境省委託業務 平成26年度使用済再生可能エネルギー設備のリサイクル等促進実証調査委託業務 報告書、株式会社三菱総合研究所 環境・エネルギー研究本部、平成27年3月)。</p> <p>これを再掲すると、多結晶モジュール33検体を環境省告示13号試験によって分析した結果、27検体で鉛が、18検体でアンチモンが、6検体でテルルが検出されており、その他は不検出でした。このうち鉛については基準値が定められており(0.1mg/L、「水質汚濁防止法に基づく排水基準」)、9検体が基準値を上回る結果となっていました。</p> <p>ただし、この試験はサンプルを0.5~5mmの粉粒状に破碎し、純水中で6時間浸透するという非常に厳しいものであり、現実の使用状況においては、前述したモジュールの強度面から、仮に破損したとしても粉々になる可能性は低いと考えられます。そこで、環境省でも追加試験として、サンプルを20cm角にカットし、純水中に28日間静置するというより現実的な試験も実施しておりますが、この結果では鉛は基準値未満もしくは不検出でした。</p> <p>こうした調査結果等を踏まえ、本事業の実施における太陽電池モジュールからの有害物質の溶出や水質汚染の可能性は極めて小さいと評価しておりますが、万一の際の汚染を未然に防ぐための対策として、以下とおり計画しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 遠隔監視や定期的な施設巡回による破損箇所の早期発見 2. 破損箇所の速やかな修復もしくは撤去、交換 <p>以上の対策を確実に実施し、周辺環境や水源地に影響を与えることのないよう努めて参ります。</p>

意見者 番号	意見 番号	住民意見	事業者の見解
	3-2	また、万一、火災になった場合、パネルに水をかける(放水)と電気が流れ消防署の職員も近づけないおそれがある。数日前関連の物流倉庫火災の際、消火に手間どったのは、それじゃなかったのか、きくする。	<p>事業地内において火災が発生した場合、初期消火においては一般的な建物等にも置いてある電気火災対応の消火器を用います。次の段階として、地元消防団及び伊勢消防署の出動により消火活動が行われる場合は、基本的に真水の放水による消火を行うとの内容で伊勢市消防本部に確認を取っております。万が一、さらに大規模な火災へと発展した場合には、三重県防災航空隊の出動による防災ヘリからの消火が考えられます。その際の消火方法に関して、現在は鎮火剤等は使わず真水での消火しか行っていない旨を、防災航空隊に確認を取っております。</p> <p>消火活動中の感電に関する考え方としては、基本的に火災消火活動をするにあたり一般建物の際も感電する要因は十分にあることから、消火活動服には絶縁性能もあり、したがって太陽光発電所であるから近づけず消火活動が行えないということはないとの旨を管轄消防より見解を頂いております。</p>
3	3-3	原子力ダメ、風力は自然破壊(山頂につくるのは)、ソーラーは飲み水被害…安全なものは少ない。水力に重点をおくべきが、日本の本来の発電ではなかったのか。	<p>我が国のエネルギー政策に関し、政策面に影響を及ぼし得る立場にはありませんので、一般論となってしまいますが、火力、水力、原子力、再生可能エネルギーと電源は種々あるものの、それぞれにおいて、利点とともに欠点も存在するものと考えております。</p> <p>一例ですが、火力は温暖化の問題以外にもほぼ全量を輸入に頼っており、水力は、大規模な発電所は適地の問題や立退きが発生する可能性がある等、実際に電源として運転を開始するには種々の問題を考慮する必要があります。また、再生可能エネルギーにおきましても、バイオマス発電は、コストの観点から燃料を輸入している例も多く、風力は振動の問題等、それぞれ欠点がある中で、太陽光についてだけは何ら欠点のない完璧な電源であると考えているわけではありません。エネルギーは人類が生活を営む上で必要不可欠なものであり、大切なのは、それぞれの電源の特性を踏まえたベストミックスを追及することと認識しております。そのような観点から、本事業につきましても、地域や地元のご理解を得るよう努めながら、推進して参りたいと考えます。</p>

意見者 番号	意見 番号	住民意見	事業者の見解
3	3-4	<p>更にこのパネルが寿命をむかえた時、大量のパネルはどうなるのか、原発同様、廃棄方法も考えず飛びつくのは問題である。度会町でそんなことをする必要などさらさらない。絶対にやめよ。他の希望するところがあればそこでやれ。</p>	<p>本事業の根拠法となっている「再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」（以下「FIT法」）におきまして、発電事業者は資源エネルギー庁の定める「事業計画策定ガイドライン」に沿った事業計画を定め、その中で、事業実施中の保守・点検及び維持管理並びに事業終了後の設備撤去及び処分の適切な実施の遵守を求められております。撤去及び処分につきましては、出力10kW以上の発電所は、その実行に係る費用を想定した上で事業計画を策定すること、積立等の計画的な調達・手配に努めること、実際の撤去・処分の際には、産業廃棄物処理法等の関係法令を遵守することが求められており、本事業を行うに当たっても、これに沿った対応をしていくこととなります。</p>

意見者 番号	意見 番号	住民意見	事業者の見解
4	4-1	<p>自然をこわす風力発電と同様、大規模なソーラーまで、度会町でやることはない。装置の中には害のある液体が入っている場合がある、ときく。原発でも安全神話がこわれた。ソーラーも万一を考えれば飲み水に害が出そう。棚橋地区の人が毒水をのんでもかまわないというのでなく伊勢市の水道水まで害を及ぼす。</p> <p>金がついてくるととびつく首長もよくある。金より町民の健康を長い目でみるべきだ。害が出る頃私は、もういない、ではすまされない。</p>	<p>何らかの理由で太陽電池モジュールが破損した場合の地下水や水源地への影響については、準備書の中で環境省の溶出試験の結果を引用して評価しております（平成26年度環境省委託業務 平成26年度使用済再生可能エネルギー設備のリサイクル等促進実証調査委託業務 報告書、株式会社三菱総合研究所 環境・エネルギー研究本部、平成27年3月）。</p> <p>これを再掲すると、多結晶モジュール33検体を環境省告示13号試験によって分析した結果、27検体で鉛が、18検体でアンチモンが、6検体でテルルが検出されており、その他は不検出でした。このうち鉛については基準値が定められており（0.1mg/L、「水質汚濁防止法に基づく排水基準」）、9検体が基準値を上回る結果となっていました。</p> <p>ただし、この試験はサンプルを0.5～5mmの粉粒状に破碎し、純水中で6時間浸透するという非常に厳しいものであり、現実の使用状況においては、前述したモジュールの強度面から、仮に破損したとしても粉々になる可能性は低いと考えられます。そこで、環境省でも追加試験として、サンプルを20cm角にカットし、純水中に28日間静置するというより現実的な試験も実施しておりますが、この結果では鉛は基準値未満もしくは不検出でした。</p> <p>こうした調査結果等を踏まえ、本事業の実施における太陽電池モジュールからの有害物質の溶出や水質汚染の可能性は極めて小さいと評価しておりますが、万一の際の汚染を未然に防ぐための対策として、以下とおり計画しております。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 遠隔監視や定期的な施設巡回による破損箇所の早期発見 2. 破損箇所の速やかな修復もしくは撤去、交換 <p>以上の対策を確実に実施し、周辺環境や水源地に影響を与えることのないよう努めて参ります。</p>

意見者 番号	意見 番号	住民意見	事業者の見解
4	4-2	<p>火災の時心配はないのか？売った土地にこわれた装置を放置され、町の景観をそこなうことかないのか。最後はどう処分するのか、そんなことを考えたら甘くのる話ではない。</p> <p>今になって原発は反対だというのが、以前は隣接自治体で金をもらっていた。この金はもらえない、反対だから、と言っていた人はいたですが、害が出てから、あの時、ソーラーは反対だったと言ってもおそいですよ。</p> <p>もっと知識のある人にちゃんとした話をきくべきだ。</p> <p>今がよければ、金さえもらえれば、自分さえよければ…をよーく反省すべきだと思います。</p> <p>いろいろな問題が手軽に持ちこまれ、～反対の看板がでている町をみると、町と住民がじっくりっていない町なんだなーと感じる。</p>	<p>消防法、産業廃棄物処理法その他の関係法令を遵守し、地域と地元のご理解を得るよう努めながら、本事業を推進して参りたいと考えます。</p>
	4-3	<p>ソーラーはエコではない、危険なものだ。やめるべき。電気も使いすぎだと思う。何にも考えずにスイッチを入れたりする家電はないか、そこをもっと考えよう。</p> <p>「未来の電気は原子力」というモットーをつくった(以前の)中学生は恥しいことを言ったと反省しているだろ。</p> <p>「未来の電気はソーラー」も恥しいことを言ったことになる時が必ずくると思う。</p> <p>この美しい度会町で、風力について巨大ソーラーも絶対、やめてもらいたい。買収した土地は、産業廃棄物処理(埋めたて)地にしないよう、ちゃんと約束をしておいてほしい。</p> <p>転売目的の業者を、金にごまかされず見抜くよう町長にしっかりせよ、と言いたい。</p>	<p>事業の予定地は本事業を行う目的で取得したものであり、産業廃棄物処分場の設置または転売目的で取得したものではありません。地域や地元のご理解を得るよう努めながら、本事業を推進して参りたいと考えます。</p>